

2017年（平成29年）10月23日

福岡県知事	小川 洋	殿
福岡県議会議長	樋口 明	殿
福岡県消費生活審議会会長	朝見 行弘	殿

適格消費者団体 特定非営利活動法人  
消費者支援機構福岡  
代表副理事長 平田 広志

### 福岡県多重債務者生活再生事業終了に係る意見

当機構は、消費者の権利確立を目指し、消費者被害の調査、情報提供、救済活動等を行うことを目的として、福岡県内の弁護士、司法書士、消費生活相談員など消費者問題に取り組んでいる団体及び個人によって2009年（平成21年）9月に設立され、2012年（平成24年）11月に内閣総理大臣より適格消費者団体としての認定を受け、消費者に対する不当勧誘行為や不当契約条項の使用などにつき、事業者に対する申入れ及び差止請求訴訟の提起などの活動を行っています。

今回、福岡県が平成20年から実施している「福岡県多重債務者生活再生事業」について、各市町村長宛に事業終了するとの通知書が送付されたことに鑑み、福岡県民にとって多重債務問題解決の受け皿となる窓口を閉ざすべきではなく、当機構として下記のとおり意見を述べることを理事会において議決いたしました。

### 記

#### 1. 意見の趣旨

本年10月10日、福岡県人づくり・県民生活部生活安全課から各市町村長（多重債務相談窓口担当課）宛に、福岡県が平成20年から実施している「福岡県多重債務者生活再生事業」につき、平成29年度をもって終了する旨の通知書が送付されました。

多重債務問題は、貸金業法の改正（総量規制等）により、一時期より沈静化したとは言え、いまだ根本的な解消には至っておらず、福岡県多重債務者生活再生事業のニーズは依然として高く、多くの福岡県民にとって多重債務相談の受け皿となっています。

そもそも、多債務者の生活再生には、多重債務者が抱えている返済不可能な債務の解消のみにとどまらず、家賃や税金、公共料金の滞納の問題や当面の生活資金の不足、学

費や車検の費用の不足といったさまざまな問題を同時に解決する必要があります。福岡県多重債務者生活再生事業は、多重債務者が抱えているこれらのさまざまな問題に対してカウンセリングやアセスメントを行ない、各支援機関と連携して債務者が生活の再生に向かうことのできるよう伴走する事業であり、生活資金の貸付を行なう点においては、「顔の見えるセーフティネット貸付機関」なのです。

さらに、生活困窮状態にある多重債務者は、DVや虐待、ネグレクトなどの問題を複合的に抱えていることが多く、福岡県多重債務者生活再生事業においては、これらの問題についても十分な目配りがなされており、多重債務者の支援のネットワークの重要な要となっています。

このような福岡県多重債務者生活再生事業は、全国的にも類をみないユニークな取り組みとしてこれまで高く評価されてきたのであり、福岡県を範として熊本県においても同様の取り組みがなされているところです。多重債務問題は、深刻な社会問題として騒がれた平成20年当時と比べれば沈静化したものということができますが、決して問題が解消された訳ではなく、いまだ多くの多重債務者の受け皿となっている同事業を終了させるべきではありません。

## 2. 意見の理由

福岡県から多重債務者生活再生事業を受託しているグリーンコープ生活協同組合ふくおかからの聞き取りによれば、多重債務者生活再生相談の受付件数は、同事業が始まった平成20年度には3,431件であったが、平成27年度には1,642件まで減少したとのことでした。しかし、9月時点における本年度の受付件数は1,167件であり、このまま推移するならば、年間の受付件数としては、昨年度を上回ることが予想されており、事業が開始された平成20年度と報道に多く取り上げられた平成24年度を除いて、最も多い受付件数になるものとされています。また、弁護士・司法書士による債務整理などの本年度における相談件数は9月時点で149件であり、年間の相談件数としては、これもまた前年度の273件を越えるものと予想されています。この状況によるならば、必ずしも多重債務相談が減少傾向にあるものということとはできず、福岡県多重債務者生活再生事業に対する県民のニーズは依然として失われていないものと考えられます。

福岡県多重債務者生活再生事業は、県内4つの相談室（福岡、北九州、直方、久留米）において相談が受けつけられていますが、多重債務者のアクセスに配慮し、他の自治体と連携して出張相談会が開催されており、多重債務者に身近な場所での相談が行われていることは、自ら積極的に相談窓口を探すことの少ない多重債務者にとって、アウトリーチの取り組みや相談者の発見としても有効であり、自治体から開催要望も強く、自治体との連携も確立しており、なくてはならない活動として定着しています。

福岡県多重債務者生活再生事業は、多重債務者へのカウンセリングやアセスメントにより、相談者の家計状況の把握とその背景を把握した後、債務の整理を前提に家計の見直しや、滞納の解消、不足する生活資金の貸付を行う点にその特徴を見出すことができます。多重債務問題を入り口として生活全体を再生していくことを目的とする機関は少なく、支援のネットワークの中において重要な要となっています。

多重債務生活再生事業においては、信用情報に載り、どこからも借り入れができない債務者への生活資金貸付が多く、これらの人々にとっては、かけがえのない貸付機関として機能しています。そして、近時、銀行のカードローンによる多重債務が社会的な注目を集めています。福岡県多重債務者生活再生事業は、この問題にも対応可能な体制にあります。

平成27年から生活困窮者自立支援法が施行され、自立相談支援事業を中核にした支援事業が始まっており、その中の家計相談支援事業は、家計の課題を解決していくという点において多重債務者生活再生事業と類似したところがみられます。しかし、家計相談支援は、県内の全ての自治体において実施されているわけではなく、全県民が対象となる多重債務生活再生事業にとって代わるものとはなり得ないのみならず、多重債務生活再生事業のように貸付事業を伴うものでもありません。

このように、福岡県多重債務者生活再生事業は、全国的にみてもユニークな誇るべきものであり、事業を終了させるのではなく、いかにこの事業の有用性をアピールし、どのようにして全国へその取り組みを広めていくのかを考えることが望まれます。福岡県多重債務者生活再生事業を終了させるという福岡県の方針については、再考されることを切望いたします。

以上